



令和8年10月26日

## (仮称) 世田谷区いじめの予防及び解消を実現するための 子どもの学びと育ちを支える条例（素案）について

世田谷区では、複雑化・多様化するいじめへの対応について、学校だけではなく、教育委員会・区長部局が連携し、家庭や地域、関係機関と一体となった取組みを進めるため、いじめ予防等に関する条例素案をとりまとめました。

### 1 条例制定の経緯

いじめは、子どもの人権と尊厳に関わる重大な問題であり、子どもの安全・安心や健やかな成長に大きな影響を及ぼすものである。一方で、いじめは特別な子どもや、特別な環境で生じるものではなく、子どもたちの日常的な人間関係の中で、誰にでも起こり得る。さらに、子どもの成長過程において、状況や関係性により被害者にも加害者にも、さらには観衆や傍観者にもなり得る存在である。

近年、区立小・中学校におけるいじめの認知件数は増加傾向にあるが、これは学校が子どもの小さな変化や困り感を見逃さず、早期把握に努めてきた結果であると捉えている。同時に、近年のいじめ事案は、子どもの特性や心理状態、家庭環境、人間関係、SNSの利用など、多様な要因が複雑に絡み合うケースが増加している。

区では、いじめを、「起こしてはならないもの」として強く認識するとともに、「起こりうるもの」として捉え、学校や家庭、地域及び関係機関等が連携し、いじめの予防から早期発見・早期対応、解消までを切れ目なく支える仕組みを構築するため、新たな条例制定に向けた検討を進めてきた。

### 2 取組み経過

令和7年度から、学識経験者、心理士、弁護士等の外部有識者で構成する「いじめ防止等対策推進条例検討委員会」を設置し、条例の検討を進めてきた。令和8年度には全区立小中学生を対象に実態把握アンケートを実施するとともに、希望する小・中学生を対象としたフォーラムシアター方式によるワークショップを開催し、いじめに対する考えや大人に求める支援について、子どもの意見を聴取した。また、シンポジウムを開催し、子どもたちから寄せられた意見をもとに、いじめの予防及び解消に向けて、大人や地域社会が果たす役割や支援のあり方について議論を行ってきた。

検討を経て取りまとめた条例素案について、今後は、これまでに寄せられた子どもの意見やパブリックコメントの結果を踏まえながら、令和9年4月の施行を目指して条例内容のさらなる検討を進めていく。

### 3 条例の基本的考え方

いじめは子ども同士の関係だけではなく、一人ひとりの特性や心の状態、家庭環境、学校内外の人間関係や SNS 等、様々な要因が重なり合い、単純な構図では捉えきれないことから、表面的な事象だけではなく、子どもを取り巻く背景や関係性についても丁寧に把握しながら、事実確認、再発防止及び必要な支援を一体的に進める。

また、いじめへの対応は発生後の事実認定に留まらず、予防、予兆段階での気づき、早期発見、初期対応から解決に至るまで、一貫して子どもを中心に据えて取り組むことを基本理念とする。

#### (1) 子どもの最善の利益を最優先

いじめへの対応は、関係するすべての子どもの背景や状況に理解を深め、責任追及や処罰そのものを目的とするのではなく、子どもが安全・安心に生活し、学ぶことができる環境を確保するとともに、必要な支援につなげる。

#### (2) 予防及び早期支援

未然防止に加え、子どもの小さな変化や困り感を早期に把握し、適切な支援につなげることを重視する。相談しやすい環境づくりや援助を求めやすい関係性の構築を通じて、いじめの深刻化を防ぐ。

#### (3) 子どもの声を尊重

いじめの当事者である子どもの意見及び意思を尊重し、被害を受けた子どもへの支援はもとより、いじめに関わったすべての子どもに対し、その声に耳を傾け、安心して学び続けられる環境を整え、支援と問題解決を進める

#### (4) 子どもの成長を支える支援

子ども自身が困難な経験を乗り越える力及び対話等による他者との関係を修復する力や関係を整える力を育むことができるよう支援する。

#### (5) 地域全体で支える

いじめは学校だけで解決できる課題ではないことから、学校や家庭、地域、関係機関等がそれぞれの役割を果たしながら相互に連携し、多様な視点から子どもを支える体制を構築することで、子どもの最善の利益の実現を図る。

### 4 今後のスケジュール

令和8年11月 第2回世田谷区総合教育会議

令和9年 2月 第1回定例会（条例案の提案）

4月 条例施行

◎問合せ 教育指導課

電話03-5432-2706